

いわき市耐震改修促進計画（改定）の概要

朱書き部分：主な改定内容

第1 計画の概要

【ポイント1：計画期間を見直し】

1 計画の目的

市内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命と財産を守ることを目的とする。

2 計画の位置付け

建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、「国の基本方針」、「福島県耐震改修促進計画」、「いわき市地域防災計画-地震・津波災害対策編」及び「いわき市国土強靱化計画」を踏まえて策定する。

3 計画期間

令和3年度～12年度（10年間）

4 計画の対象建築物

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建設（既存耐震不適格建築物）された次の建築物

- ① 住宅
- ② 特定建築物（多数の者が利用する用途で一定の規模以上の建築物）
- ③ 小規模建築物等
- ④ 耐震診断義務付け対象建築物（大規模・防災拠点・避難路沿道建築物）

第2 建築物の耐震化に関する目標

【ポイント2：目標値を見直し】

1 耐震化の現状【耐震性が不十分な市有建築物及び市営住宅は概ね解消済み】

建築物の区分	総数	耐震化率	備考	
1 住宅	139,640(戸)	88.4%	国の住宅・土地統計調査による推計	
2 特定建築物	1,176(棟)	87.9%		
3 耐震診断義務付け対象建築物	①大規模建築物	19(棟) (公共91.7%、民間71.4%)	84.2%	
	②防災拠点建築物	20(棟) (公共55.0%、民間-%)	55.0%	耐震診断結果未公表のものを除く。
	③避難路沿道建築物	- (棟) (公共-%、民間-%)	-	耐震診断結果未公表のものを除く。
4 市有建築物	484(棟)	98.8% 【概ね解消】		
5 市営住宅	7,955(戸)	98.1% 【概ね解消】		

2 耐震化の目標

(1) 住宅【耐震性が不十分な住宅を令和12年度までに概ね解消】

建築物の区分	前計画策定時	現況	中間目標値	最終目標値
	(H18年度)	(H30年度)	(R7年度)	(R12年度)
住宅 (国の住宅・土地統計調査)	73.7%	88.4%	95.0%	概ね解消

(2) 耐震診断義務付け対象建築物【耐震性が不十分な建築物を令和7年度までに概ね解消】

建築物の区分	前計画策定時	現況	最終目標値
	(H18年度)	(R3.12月末年度)	(R7年度)
①大規模建築物	-	84.2%	概ね解消
②防災拠点建築物	-	55.0%	概ね解消
③避難路沿道建築物	-	-	概ね解消

第3 建築物の耐震化を促進する施策（主な内容）

1 耐震化の支援制度

住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等に対する補助事業を実施



<耐震診断の実施例>

<耐震改修の実施例：筋交い補強>

<耐震改修前>

<耐震改修後>

<耐震改修の実施例：いわき市文化センター>

2 耐震化の環境整備

関係団体等と連携し、各種相談へのきめ細かな対応と効果的な普及・啓発活動を展開



(展示パネルによる普及・啓発)

第4 建築物の減災化を促進する施策

【ポイント3：施策を追加】

1 減災化の基本的対策

○天井、外壁、**屋根瓦**など建築材料の落下防止や設備機器・家具等の転倒防止等の対策を促進する。

2 ブロック塀等の耐震対策

○ブロック塀等の倒壊による死亡事故の発生事例等を踏まえ、安全点検、改修及び除却等の耐震対策を促進する。

3 土砂災害等被害の軽減対策

○危険なげけ地等からの住宅の移転を促進し、地震による土砂災害の被害を未然に防止する。
○「大規模盛土造成地調査事業」による調査の結果、滑動崩落のおそれ大きいと確認された造成地については、宅地造成等規制法に基づく「宅地造成防災区域」の指定を行った上で、予防対策を検討していく。



【屋根瓦の被害状況】



【ブロック塀の倒壊状況】

第5 建築物の耐震化に関するその他の取組み

1 福島県との連携

福島県と一体となって建築物の耐震化を促進する。

2 関係団体等との連携

建築関係団体等と連携し、各種取組を促進する。

